第 15　避難器具

1　避難器具に係る用語の定義、避難器具取付け部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地及び避難通路については、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成８年消防庁告示第２号。以下「告示２号」という。）により定められているが、具体的には別添１から別添５までによるほか、当該避難器具の形態及び操作方法に応じて次に示すとおり、安全、確実かつ容易に使用して避難できるものであること。

⑴　避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを除く。）は、次によること。

ア　壁面の部分に設ける取付け部の開口部の下端は、床面から 1.2 メートル以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りではない。

イ　壁面の部分に設ける取付け部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓、扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りではない。

ウ　つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等（ガラス面等は除く。）に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない部分があっても降下に支障を生じない場合は、この限りでない。

エ　避難はしごを使用可能状態にした場合における当該避難はしご最下部横さん（伸張した場合を含む。）から降着面までの高さは、0.5 メートル以下であること。

オ　降下空間と架空電線との間隔は 1.2 メートル以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は２メートル以上とすること。

カ　避難空地には、物品等を存置しないように表示を設けること。◆

キ　避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリアの部分に設けること。ただし、後記２に定める避難器具専用室に設置する場合にあっては、この限りでない。

⑵　避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごは、前記⑴ウ、エ及びカによるほか、次によること。

ア　金属製避難はしごは、ハッチ用つり下げはしご（検定品）とすること。◆

イ　避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごのつり元は、建物側とすること。◆

ウ　手すりその他転落防止の措置を講じた２平方メートル以上の床面積を有するバルコニー等外気に接する部分の床に設置すること。ただし、後記２に定める避難器具専用室内に設ける場合にあっては、この限りでない。◆

エ　各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一線上にない位置であり、それぞれ原則として、60 センチメートル以上離れた位置とすること。◆

オ　共同住宅等のバルコニーに設置する場合は、原則として、同一縦系列住戸の各バルコニー内で下階への避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごに乗り換えられるように設置すること。ただし、上階がセットバック等している場合については、1 住戸分の移動に際しては差し支えないものとする。この場合、避難経路がわかるように標識等を設けること。

なお、室外機等で避難に支障が生じる場合にあっては、当該室外機等を避難空地の床面から 1.8 メートル以上の高さに設けること。◆

カ　下蓋の下端は、当該下蓋が開いた場合に、避難空地の床面から 1.8 メートル以上の位置であること。◆

キ　降下空間に物干し金物等が干渉するなど、降下に支障を生じないものであること。◆

ク　避難器具用ハッチは認定品を用いること。◆

⑶　緩降機は、前記⑴イ及びオによるほか、次によること。

ア　壁の部分に設ける開口部の下端は、床から 1.2 メートル以下とすること。

イ　開口部の下端の高さが床から 0.5 メートル以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定ステップ等を設けること。

ウ　緩降機をつり下げるフックの取付け位置は、床面から 1.5 メートル以上 1.8 メートル以下の高さとすること。

エ　緩降機のロープの長さは、取付け位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス 0.5 メートルの範囲とすること。

⑷　救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く。）は、前記⑴ア、イ及びオによるほか、次によること。

なお、避難器具用ハッチに格納した救助袋は認定品又は「避難器具の基準」（昭和 53 年消防庁告示第１号。以下「告示１号」という。）に適合するものとするほか、前記⑴エ及び⑵ウからキまでによること。

ア　救助袋は、認定品又は告示１号に適合するものであること。

イ　救助袋は、原則として屋内に設けること。◆

ウ　袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において 0.5 メートル以下であること。

エ　斜降式の場合、下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。

⑸　すべり台は、認定品又は告示１号に適合するものとし、前記⑴ア、イ及びオによるほか、すべり台が設置されている階の部分から当該すべり台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

⑹　すべり棒及び避難ロープは、前記⑴ア、イ及びオ（避難ロープはエを含む。）

によるほか、次によること。

ア　すべり棒及び避難ロープは、認定品又は告示１号に適合するものであること。

イ　すべり棒は取付け部の開口部の下端 1.5 メートル以上の高さから降着面等まで設置すること。

ウ　避難ロープは、簡単な操作により取付け及び展張ができ、有効に避難できる場所に設けること。◆

⑺　避難橋及び避難用タラップは認定品又は告示１号に適合するものとし、前記⑴オ（避難用タラップは前記⑴カ及び⑵カを含む。）によるほか、避難橋及び避難用タラップが設置されている階の部分から当該避難橋及び避難用タラップが設置されている階の部分から当該避難橋及び避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

⑻　特定一階段等防火対象物又はその部分に避難器具を設ける場合にあっては、次に掲げる条件のいずれかに適合するものであること。

ア　安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けるもの

なお、「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、２平方メートル以上の床面積を有し、かつ、手すり（高さが 1.1 メートル以上のもの。）その他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準ずるものをいう。◆

イ　常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの

なお、「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、避難器具を常時、組み立てた状態で設置する等避難器具が常時、使用できる状態で設置された場合をいう。◆

ウ　一動作（開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの

２　避難器具専用室を設ける場合にあっては、次によること。

⑴　避難器具専用室は耐火構造の壁及び床で区画されていること。ただし、地階の階層が一階層のみの場合は、不燃材料（ガラスを用いる場合は、網入りガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）とすることができる。◆

⑵　避難器具専用室は、避難器具の操作面積を確保するとともに、避難に際し支障のない広さとすること。◆

⑶　避難器具専用室は、避難器具の使用方法の確認、操作等が安全かつ円滑に行うことができる明るさを確保するように非常用の照明装置を設置すること。◆

⑷　避難器具専用室の入口には、随時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖することのできる高さ 1.8 メートル以上、幅 0.75 メートル以上の防火戸を設けるとともに、表示灯（表示面「避難はしご」白地黒文字、予備電源内蔵式、縦 12 センチメートル以上横 36 センチメートル以上。ただし、大きさの基準にあっては、誘導灯のＢＨ級と同等以上の器具を用いて表示する場合は、この限りでない。）を設けること。◆

⑸　避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。ただし、建築物内部に設ける場合にあっては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。

⑹　上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径 0.5 メートル以上の円が内接することができる大きさ以上であること。

⑺　上昇口には、金属製の蓋を設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。

⑻　上昇口の上部に、避難を容易にするための手がかり等を床面からの距離 1.2 メートル以上の位置に設けること。ただし、直接建築物の外部に出られる場合は、この限りでない。

⑼　上昇口の蓋は、容易に開けることのできるものとする。

なお、ちょうつがい等を用いた片開き式の蓋（180 度開くものを除く。）にあっては、取付け面と 90 度以上の角度で蓋が固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。◆

⑽　上昇口の蓋の上部には、蓋の開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。◆

3　避難器具に係る標識は、次によること。

⑴　避難器具の位置を示す標識は、次の例によるものとし、避難器具の直近の見やすい箇所及び避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等に設けること。ただし、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあっては、この限りでない。

36cm以上

12cm以上

避難器具

文字大きさ　　：5cm角以上
地色及び文字色　：相互に対比色となる配色とし、明確に読み取れるもの。

※　記載する文字にあっては、「避難器具」のほかに、「避難器具設置場所」又は避難器具の名称等で容易に識別できるものとすること。

⑵　避難器具の使用方法を表示する標識は、図、文字等を用いてわかりやすく表示するとともに、避難器具の直近の見やすい箇所に設置すること。ただし、避難すべり台等、使用方法が簡便なものにあっては設置しないことができる。

⑶　特定 1 階段等防火対象物にあっては、前記⑴及び⑵によるほか、次によること。

ア　避難器具を設置又は格納する場所の出入口の上部又はその直近に前記⑴の標識を設置するとともに、避難器具が設置されている場所がわかりにくい場合には、説明文、平面図等を併記すること。

イ　避難器具を設置する階のエレベーターホール等の共用部に設置する標識は、「避難器具設置場所案内図」である旨を明記した当該階の平面図に、避難器具の設置場所が容易に識別できるように表示した標識であること。

なお、当該標識については、大きさ及び材質は問わないが、紙等の材質で破損のおそれのあるものには、保護のための措置を講ずること。◆

4　避難器具設置場所の明るさの確保

告示２号第６に規定する「使用方法の確認、避難器具の操作等が安全かつ円滑に行うことができる明るさが確保される場所」とは、次のいずれかに該当する場所をいう。

⑴　避難器具が屋外で外気の流通が十分に確保できる場所 ◆

⑵　特定用途防火対象物で、非常用の照明装置が設けられている場所 ◆

⑶　非特定用途防火対象物で、避難器具の直近に電池式の非常用照明器具が設けられている場所 ◆

5　避難器具の格納は、次によること。

⑴　避難器具（常時使用状態で取り付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて、当該避難器具を保護するために、格納箱等に収納すること。

⑵　格納箱等（避難器具用ハッチに格納するものを除く。）は次によること。

ア　避難器具の操作に支障をきたさないものであること。

なお、避難器具の種類、設置場所及び使用方法に応じて、耐候性、耐食性及び耐久性を有する材料を用いることとし、耐食性を有しない材料にあっては、耐食措置を施したものであること。

イ　屋外に設けるものは、有効に雨水等を排水するための措置を講ずること。

6　避難器具の取付け方法については、次によること。

⑴　避難器具を取り付ける固定部は、避難器具の種類に応じ、別表１のａ欄に掲げる荷重及びｂ欄に掲げる荷重の合成力を、当該避難器具の取付け位置に同表ｃ欄に掲げる荷重方向で加えた場合、当該固定部に発生する応力に耐えうるものであること。ただし、ｂ欄に掲げる荷重の合成力のうち、地震力又は風圧力にあっては、どちらか一方の大なる方のみとすることができる。

⑵　避難器具を固定部に取り付けるための取付け具（避難器具用ハッチを除く。）の構造及び強度は、規則第 27 条及び告示第２号によること。

⑶　取付け具を固定する場合の工法は次によるものとし、施工基準にあっては告示第２号によること。

ア　建築物の主要構造部（柱、床、はり等構造耐力上、十分な強度を有する部分限る。）に直接取り付ける場合

(ｱ)　鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し又はフック掛け（先端をかぎ状に折り曲げたボルト等をコンクリートに埋設するものをいう。）する工法

(ｲ)　金属拡張アンカーによる工法（スリーブ打ち込み式に限る。）

イ　固定ベース（取付け具に作用する外力に対抗させる目的で設けるおもりをいう。）を取り付ける場合

ウ　補強措置を講じた部分に取り付ける場合

(ｱ)　柱及びはりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締め付ける工法

(ｲ)　柱、はり等の強度を低下させない工法

(ｳ)　建築物の柱、床、はり等の部分又は固定ベースの両面を鋼材等で補強し、

ボルトを貫通する工法

エ　その他前アからウまでに掲げる工法と同等以上の強度を有する工法

⑷　固定部材にアンカーボルト等を使用するものにあっては、当該アンカーボルト等の引抜き力を測定することのできる器具等を用いて、次の式により求められる締付けトルクとすること。

$$T = 0.24DN$$

Ｔ：締付けトルク（ｋＮ・ｃｍ）
Ｄ：ボルト径　（ｃｍ）
Ｎ：試験荷重　【設計引抜き荷重】（ｋＮ）

7　斜降式の救助袋の下部支持装置を降着面等へ固定する器具（以下「固定具」という。）の構造、強度、降着面等への埋設方法は、前記６を準用するほか、次によること。

⑴　固定具の構造及び強度

ア　固定具は、蓋を設けた箱の内部に、容易に下部支持装置を引っかけることができる大きさの環又は横棒（以下「固定環等」という。）を設けたものであること。

イ　固定環等は、直径 16 ミリメートル以上で、かつ、次のいずれかに適合する材料でできたものであること。

(ｱ)　日本産業規格Ｇ4303（ステンレス鋼棒）

(ｲ)　前(ｱ)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似している材料

(ｳ)　前(ｱ)若しくは(ｲ)に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有する材料又は同等以上の強度及び耐食措置が講じられた材料

ウ　固定環等が環である場合にあっては、降着面等に対し別表２の引張り荷重に耐えられるように十分に埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられた鋼材等に離脱しないよう取り付けられたものであること。

エ　固定環等が横棒である場合にあっては、下部支持装置のフックを容易に引っかけることのできる横幅を有し、その両端を 90 度鉛直方向に曲げ、降着面等に対し別表２の引張り荷重に耐えられるように十分に埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられたものであることとし、横棒を箱に固定する工法による場合は、箱に引き抜け防止の措置が講じられたものであること。

オ　蓋及び箱は、車両等の通行に伴う積載荷重に十分に耐えられる強度を有し、かつ、次のいずれかに適合するものであること。

(ｱ)　日本産業規格Ｇ5501（ねずみ鋳鉄品）

(ｲ)　前(ｱ)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似している材料

(ｳ)　前(ｱ)若しくは(ｲ)に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有する材料又は同等以上の強度及び耐食措置が講じられた材料

カ　蓋は、使用に際し、容易に開放できる構造とし、紛失防止のため箱とチェーン等で接続されたものであり、かつ、蓋の表面に救助袋の設置階数が容易に消えない方法で表示されていること。

キ　箱の内部は、容易に清掃ができる大きさであり、雨水等が滞留しないよう有効な水抜き措置が講じられていること。

⑵　固定具の降着面等への埋設場所は、次によること。

ア　固定部から救助袋を緩みのないように展張した場合、降着面等と 35 度となる位置とすること。また、袋本体に片たるみを生じない位置で、避難空地内であること。◆

イ　土砂等により埋没するおそれのない場所とすること。

ウ　通行の支障とならないように設けること。

8　避難器具の選定

避難器具の選定にあっては、令第 25 条第２項の規定により防火対象物の区分に従いそれぞれの階に適応するものを選定することとされているが、防火対象物の用途、形状等を考慮し、次によること。

⑴　令別表第１⑹項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあっては、身体弱者、幼児等を収容する部分であり、避難の際に自力避難が困難で他人の介護又は誘導を必要とし、逃げ遅れの可能性が最も高いことから、２階以上の階に当該用途が存する場合は、努めてすべり台又は救助袋の設置を指導すること。◆

⑵　令別表第１⑸項ロに掲げる防火対象物のうち、災害時に消防活動上支障がある場合は、４階以上に設ける避難器具を上下操作式のものとすること。◆

消防活動上支障がある例は次によること。

ア　バルコニーが住戸毎に独立して設けられているもの ◆

イ　避難器具を用いる二方向避難によって消防活動用空地の緩和をしているもの ◆

ウ　消防活動用空地がバルコニー側に設けられていないもの ◆

別表１

<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th colspan="3">a　荷重（ｋＮ）</th><th>b
付加荷重（ｋＮ）</th><th>c
荷重方向</th></tr>
<tr><td colspan="2">避難はしご</td><td colspan="3">有効長（最上部の横桟から最下部横桟までの長さをいう。）について２ｍ又はその端数ごとに 1.95 を加えた値</td><td rowspan="4">自　重
（取付け具の重量が固定部にかかるものにあってはその重量を含む。以下同じ。）</td><td rowspan="4">鉛直方向</td></tr>
<tr><td colspan="2">緩　降　機</td><td colspan="3">最大使用者数に 3.9 を乗じた値</td></tr>
<tr><td colspan="2">す べ り 棒</td><td colspan="3">3.9</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難ロープ</td><td colspan="3">3.9</td></tr>
<tr><td rowspan="8">救
助
袋</td><td rowspan="4">垂
直
式</td><td colspan="2">袋長が 10m以下のもの</td><td colspan="2">6.6</td><td rowspan="4">入口金具重量</td><td rowspan="4">鉛直方向</td></tr>
<tr><td colspan="2">袋長が 10mを超え
20m以下のもの</td><td colspan="2">9.0</td></tr>
<tr><td colspan="2">袋長が 20mを超え
30m以下のもの</td><td colspan="2">10.35</td></tr>
<tr><td colspan="2">袋長が 30mを超えるもの</td><td colspan="2">10.65</td></tr>
<tr><td rowspan="4">斜
降
式</td><td></td><td>上部</td><td>下部</td><td rowspan="4">入口金具重量
（上部のみ）</td><td rowspan="4">上部
俯角 70 度

下部
仰角 25 度</td></tr>
<tr><td>袋長が 15m以下のもの</td><td>3.75</td><td>2.85</td></tr>
<tr><td>袋長が 15mを超え
30m以下のもの</td><td>5.85</td><td>5.25</td></tr>
<tr><td>袋長が 30mを超え
40m以下のもの</td><td>7.35</td><td>6.45</td></tr>
<tr><td colspan="2">袋長が 40mを超えるもの</td><td>8.70</td><td>7.50</td></tr>
<tr><td colspan="2">す べ り 台</td><td colspan="3">踊場の床面積１㎡当たり 3.3 に滑り面１ｍ当たり 1.3 を加えた値</td><td>自重、風圧力、
地震力、積雪荷重</td><td rowspan="3">合成力の
方向</td></tr>
<tr><td colspan="2">避　難　橋</td><td colspan="3">１㎡当たり 3.3</td><td>自重、風圧力、
地震力、積雪荷重</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難用
タラップ</td><td colspan="3">踊場の床面積１㎡当たり 3.3 に踏板ごとに 0.65 を加えた値</td><td>自重、風圧力、
地震力、積雪荷重</td></tr>
</table>

注：１　風圧力　：１㎡当たりの風圧力は、次の式によること。

$$q = 60k\sqrt{h}$$

q：風圧力　（ｋＮ／㎡）

k：風力係数　（１とすること。）

h：地盤面からの高さ（m）

注：２　積雪荷重：積雪量が１㎡当たり１ｃｍにつき 20N以上として計算すること。

注：３　地震力　：建基令第 88 条の規定の例によること。

別表２　（固定環等の引張り荷重）

袋　　長　（m）		荷重 （ｋＮ）	荷　重　方　向 （下部支持装置の展張方向）
斜降式	袋長が 15 以下のもの	2.85	仰角 25 度
	袋長が 15 を超え 30 以下のもの	5.25	仰角 25 度
	袋長が 30 を超え 40 以下のもの	6.45	仰角 25 度
	袋長が 40 を超えるのもの	7.50	仰角 25 度

別添１

取 付 け 部 の 開 口 部 の 大 き さ

避難器具の種類	取付け部の開口部(避難器具を展張した状態での有効寸法)の大きさ
避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。) 緩降機 すべり棒 避難ロープ	取付け部の開口部を壁面に設ける場合 ・高さ　0.8m以上 　幅　　0.5m以上 又は ・高さ　1.0m以上 　幅　　0.45m以上 取付け部の開口部を床面に設ける場合 ・直径 0.5m以上の円が 　内接できるもの 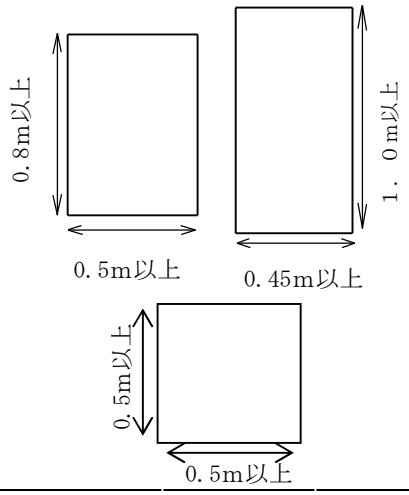
救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	高さ及び幅がそれぞれ 0.6m以上で入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む。)から確認できるもの 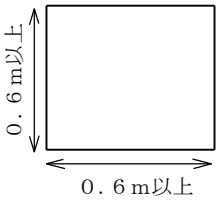
避難はしご (避難器具用ハッチに格納したもの) 救助袋 (同上)	直径 0.5m以上の円が内接できるもの 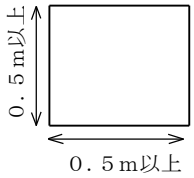
すべり台	高さ　0.8m以上 幅　すべり台の滑り面の最大幅以上 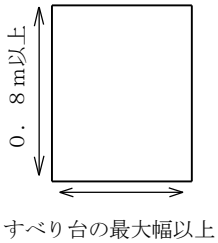
避難橋 避難用タラップ	高さ　1.8m以上 幅　避難橋又は避難用タラップの 　　最大幅以上 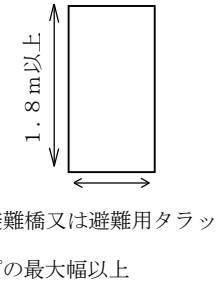

別添２

操　　作　　面　　積

避難器具の種類	操　作　面　積
避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。) 緩降機 すべり棒 避難ロープ	0.5 ㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。)、かつ、一辺の長さがそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障のないもの 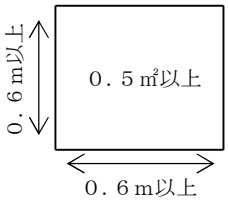
避難はしご (避難器具用ハッチに格納したもの) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)	0.5 ㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。)、かつ、一辺の長さがそれぞれ 0.6m以上であり、当該器具の操作に支障のないもの。 なお、操作面積と降下空間は努めて重ならないように計画すること。 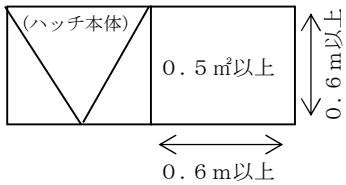
救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	幅 1.5m以上、奥行 1.5m以上(器具の設置部分を含む。)。ただし、操作に支障のない範囲内は形状を変えることができる。この場合、2.25 ㎡以上とする。 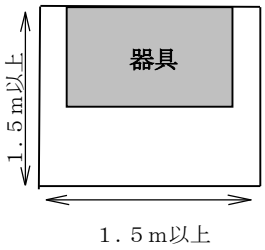
すべり台 避難橋 避難用タラップ	当該器具を使用するのに必要な広さ

別添３

降　　下　　空　　間

避難器具の種類	降　下　空　間
避難はしご （避難器具用ハッチに格納したものを除く。）	縦棒の中心線からそれぞれ外方向に（縦棒が１本のものについては、横桟の端からそれぞれ外方向に）0.2m以上及び器具の前面から奥行 0.65m以上の角柱形の範囲 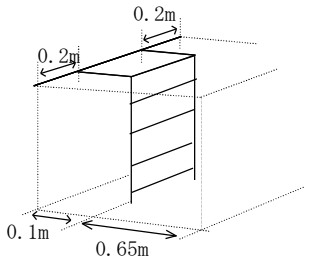
避難はしご （避難器具用ハッチに格納したもの）	ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲
緩降機	器具を中心とした半径 0.5mの円柱形に包含される範囲以上。ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合若しくは 0.1mを超える場合でもロープに損傷を与えない措置を講じた突起物は降下空間内に設けることができる。 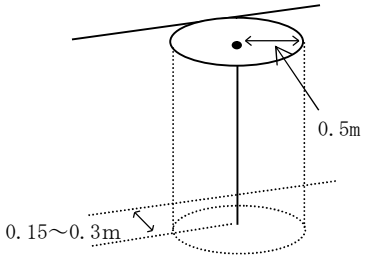
救助袋 （斜降式）	救助袋の下方及び側面の方向に対して上部にあっては 25°、下部にあっては 35°の右図の範囲内。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合は 0.3m（最上部は除く。）、ひさし等の突起物がある場合は突起物の先端から 0.5m以上、突起物が入口金具の下方３m以内の場合は 0.3m以上とすること。 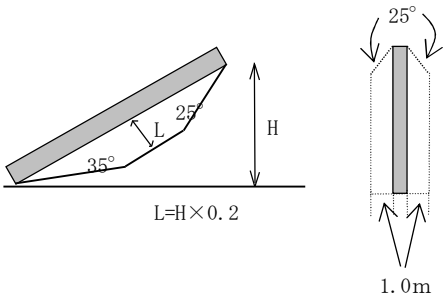

救助袋 (垂直式)	救助袋の中心から半径１ｍの円柱形の範囲。ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m以上(ひさし等の突起物がある場合にあっては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m以上(突起物が入口金具から下方３ｍ以内の場合にあっては0.3m以上)) 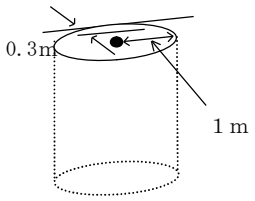
すべり台	すべり台の滑り面から上方に１ｍ以上及びすべり台の両端から外方向に0.2m以上の範囲 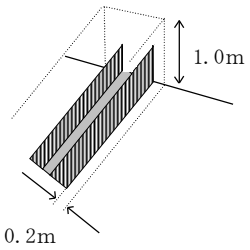
すべり棒 避難ロープ	器具を中心にした半径0.5mの円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあっては壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りではない。 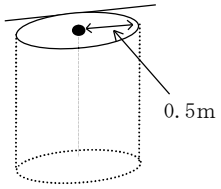
避難橋 避難タラップ	避難橋又は避難タラップの踏面から上方２ｍ以上及び当該器具の最大幅以上 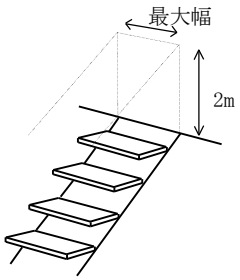

別添４

避　　難　　空　　地

避難器具の種類	避　難　空　地
避難はしご （避難器具用ハッチに格納したものを除く。） 緩降機	降下空間の水平投影面積以上の面積 （緩降機にあっては、他の緩降機と避難空地を共用する場合には、器具相互の中心を 0.5mまで接近することができる。） 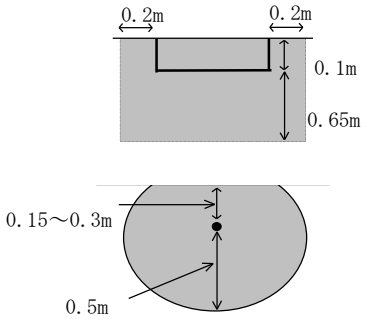
避難はしご （避難器具用ハッチに格納されたもの）	降下空間の水平投影面積以上の面積
救助袋 （垂直式）	降下空間の水平投影面積以上の面積 （他の避難器具と共用する場合にあっては、器具相互の外面を１ｍまで接近することができる。） 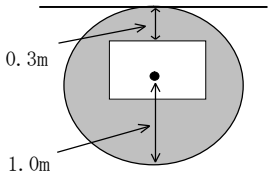
救助袋 （斜降式）	展張した袋本体の下端から前方 2.5m 以上及び救助袋の中心線から左右にそれぞれ１ｍ以上の範囲で囲まれた面積 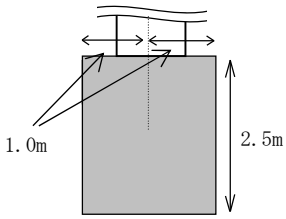
すべり台	すべり台の下部先端から前方 1.5m以上及びすべり台の中心線から左右にそれぞれ 0.5m以上の範囲で囲まれた面積 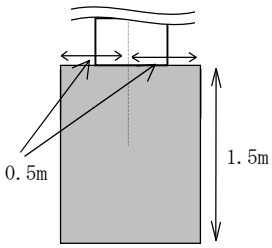
すべり棒 避難ロープ 避難橋 避難用タラップ	避難上支障のない広さ

別添５

避　　難　　通　　路

避難器具の種類	避　難　通　路
避難はしご 緩降機 救助袋 すべり台 すべり棒 避難ロープ 避難用タラップ	避難空地の最大幅員以上（１ｍを超えるものにあっては、１ｍ以上とする。）で、かつ、避難上の安全性が確保された通路
避難橋	避難空地から避難安全上な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路